

福岡市公報

平成23年1月6日 第5793号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○市道の区域の変更(第1号)		1
公 告		
○一般競争入札の実施(第1号)		2
○大規模小売店舗の変更の届出(第2号)		3
○大規模小売店舗の変更の届出(第3号)		4
○福岡都市計画地区計画の決定案(第4号)		5
○福岡都市計画用途地域の変更案(第5号)		5
○福岡都市計画高度地域の変更案(第6号)		6
○福岡都市計画防火地域及び準防火地域の変更案(第7号)		6
○福岡都市計画下水道の変更案(第8号)		7
○福岡都市計画事業元岡土地区画整理事業の事業計画の変更案の縦覧 (第9号)		7
○建築協定の認可申請(第10号)		8
早 良 区		
○住民票の消除(告示第1号)		8

告 示

福岡市告示第1号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所(道路下水道局管理部路政課)において本告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
博多8054	博多駅前線	博多区博多駅中央街1002番1 地先から 同 博多駅前三丁目1番地 先まで	旧	67.00～77.60	220.00
			新	42.30～98.00	220.00

公 告

福岡市公告第1号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木B	壱岐東（金武外1）地区下水道築造工事	
一般土木C	臼佐（横手2丁目外2）地区下水道築造工事	
	臼佐（臼佐5丁目外5）地区下水道築造工事	
交通安全施設	竹下駅南自転車駐車場増設工事	
電気A	中部水処理センターA系水処理他電気設備更新工事	
造園B	博多川整備工事	
機械	中部水処理センターA系消化槽機械設備更新工事	
	博多駅北ポンプ場沈砂池機械設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 配布方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

本公告の日から平成23年1月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第2号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大橋共同ビル

福岡市南区大橋一丁目27番8号

2 変更に係る事項及び変更年月日

事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置者の住所及び代表者	大橋共同ビル有限会社 代表取締役 高嶋 一夫 福岡市南区大橋一丁目27番8号	大橋共同ビル有限会社 代表取締役 高嶋 一夫 福岡市南区大橋二丁目24番23号	平成22年 12月14日
	有限会社 貞方ストアー 代表取締役 貞方 眞也	有限会社 貞方ストアー 代表取締役 貞方 伸彦	平成20年 6月24日
小売業を行う者	株式会社 ダイエーほか3者	株式会社 ダイエーほか1者	平成22年 5月26日

3 届出年月日

平成22年12月14日

4 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済振興局産業振興部地域商業課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）

福岡市公告第3号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出及び添付書類をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	所 在 地
天神ビブレビル	福岡市中央区天神一丁目11番1号
天神MMビル	福岡市中央区天神一丁目7番11号
天神コアビル	福岡市中央区天神一丁目11番11号
M. M. Tビル	福岡市中央区天神一丁目10番13号
福岡ビル	福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本ビル	福岡市中央区天神一丁目10番17号

2 大規模小売店舗の設置者

株式会社 因幡

代表取締役 野方 政次郎

福岡市中央区天神一丁目11番1号ほか6者

3 変更に係る事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	変 更 前	変 更 後
西日本ビルの小売業者	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

4 変更年月日

平成22年12月15日

5 届出年月日

平成22年12月14日

6 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済振興局産業振興部地域商業課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）

福岡市公告第4号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画の決定を行うので、同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の決定案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 都市計画の種類及び名称並びに決定の内容

福岡都市計画地区計画馬出一丁目地区地区計画及び今宿青木南地区地区計画の決定

2 都市計画を決定する土地の区域

(1) 馬出一丁目地区地区計画

福岡市東区馬出一丁目の一部

(2) 今宿青木南地区地区計画

福岡市西区今宿青木の一部

3 都市計画の決定案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の決定案の縦覧期間

本公告の日から2週間

福岡市公告第5号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 都市計画の種類及び変更の内容

福岡都市計画用途地域の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市の市街化区域の全部

福岡市西区今宿青木の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の変更案の縦覧期間

本公告の日から2週間

福岡市公告第6号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 都市計画の種類及び変更の内容

福岡都市計画高度地区の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市の高度地区の全部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の変更案の縦覧期間

本公告の日から2週間

福岡市公告第7号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 都市計画の種類及び変更の内容

福岡都市計画防火地域及び準防火地域の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市の防火地域及び準防火地域の全部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

- 4 都市計画の変更案の縦覧期間
本公告の日から 2 週間
-

福岡市公告第 8 号

都市計画法第21条第 1 項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

平成23年 1 月 6 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 都市計画の種類及び名称並びに変更の内容
福岡都市計画下水道福岡公共下水道の変更
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市西区大字拾六町，戸切三丁目，大字羽根戸，今宿青木及び今津の各一部
 - 3 都市計画の変更案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
 - 4 都市計画の変更案の縦覧期間
本公告の日から 2 週間
-

福岡市公告第 9 号

土地区画整理法第39条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき、福岡都市計画事業元岡土地区画整理事業の事業計画の変更案を 2 週間公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令第 3 条の規定により次のように公告する。

なお、この事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見がある利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、福岡市長に意見書を提出することができる。

平成23年 1 月 6 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 縦覧開始の日
平成23年 1 月 7 日
 - 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所（福岡市情報プラザ）
 - 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 8 時まで
-

福岡市公告第10号

建築基準法第70条第1項の規定に基づき、建築協定の認可の申請があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書を本公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市局建築指導部まちなみのルールづくり支援センター）において関係人の縦覧に供する。

平成23年1月6日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
内浜2丁目8, 9, 10組建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市西区内浜二丁目1311番4ほか30筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市西区内浜二丁目1311番5ほか25筆

早 良 区

福岡市早良区告示第1号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、福岡市早良区重留六丁目17番27号西山利光ほか1人の住民票を職権で消除したので、その旨をこれらの者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市早良区役所市民部入部出張所において縦覧に供する。

平成23年1月6日

福岡市早良区長 鶴 田 徹